



平成29年5月12日

各 位

会社名 昭和産業株式会社  
代表者 代表取締役社長 新妻 一彦  
(コード番号2004 東証第1部)  
問合せ先 総務部長 松嶋 伸  
(TEL: 03-3257-2182)

## 単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて、平成29年6月28日開催予定の第116回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単위를 100株に統一することを目指しております。

当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成29年10月1日

(参考) ただし、株式売買後の振替手続きとの関係で東京証券取引所における売買単位の100株への変更予定日は、平成29年9月27日となります。

##### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案ならびに本単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更等についての定款一部変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を勘案し、当社普通株式について 5 株を 1 株に併合するものであります。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

|                                   |               |
|-----------------------------------|---------------|
| 株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在） | 164,849,898 株 |
| 併合により減少する株式数                      | 131,879,919 株 |
| 株式併合後の発行済株式総数                     | 32,969,979 株  |

(注) 「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および併合割合に基づき算出した理論値であります。

(3) 併合により減少する株式数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

| 所有株式数 | 株主数（割合）          | 所有株式数（割合）              |
|-------|------------------|------------------------|
| 総株主   | 14,334 名（100.0%） | 164,849,898 株（100.00%） |
| 5 株未満 | 306 名（2.13%）     | 581 株（0.00%）           |
| 5 株以上 | 14,028 名（97.87%） | 164,849,317 株（100.00%） |

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5 株未満の株式のみご所有の株主様 306 名（所有株式数 581 株）は、下記（4）記載の処理を行ったうえで株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

|              |               |
|--------------|---------------|
| 変更前の発行可能株式総数 | 720,000,000 株 |
| 変更後の発行可能株式総数 | 131,000,000 株 |

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案ならびに単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更等についての定款一部変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款の一部変更

本日、別途開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

### 4. 日 程

|                              |                      |
|------------------------------|----------------------|
| 取締役会決議日                      | 平成 29 年 5 月 12 日     |
| 定時株主総会開催日                    | 平成 29 年 6 月 28 日（予定） |
| 1,000 株単位での売買最終日             | 平成 29 年 9 月 26 日（予定） |
| 100 株単位での売買開始日               | 平成 29 年 9 月 27 日（予定） |
| 単元株式数変更、株式併合および定款の一部変更の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日（予定） |

以 上

(ご参考)

## 単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

### Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。当社の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

### Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

東京証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月までに東京証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しています。当社も東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

### Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

|    | 効力発生前  |      | 効力発生後  |      |      |
|----|--------|------|--------|------|------|
|    | ご所有株式数 | 議決権数 | ご所有株式数 | 議決権数 | 端数株式 |
| 例① | 2,000株 | 2個   | 400株   | 4個   | なし   |
| 例② | 1,500株 | 1個   | 300株   | 3個   | なし   |
| 例③ | 1,050株 | 1個   | 210株   | 2個   | なし   |
| 例④ | 567株   | なし   | 113株   | 1個   | 0.4株 |
| 例⑤ | 4株     | なし   | なし     | なし   | 0.8株 |

- ・ 例①②に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・ 例③④に該当する株主様は、特段のお手続きはございませんが、株式併合後に発生する単元未満株式（例③は10株、例④は13株）につきましては、ご希望により「単元未満株式の買取り」の手続きがご利用できます。
- ・ 例④⑤に該当する株主様は、株式併合後に発生する端数株式につきましては、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を株主様の端数の割合に応じて、平成29年12月上旬頃お支払いすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きに関しましては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

- ・ 株式併合の効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（上記例⑤のような場合）は、端数株式として処分させていただくことになります。その結果、株式併合後に所有する株式が無くなりますので、株主としての地位を失うこととなります。  
深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解賜りたいと存じます。

**Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか**

株式併合の前後で会社の資産や資本の変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはございません。

ご所有株式数は株式併合前の5分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は5倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は、株式併合前の5倍となります。

**Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金はどうなりますか。**

ご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合後においては、株式併合の割合（5株を1株に併合）を考慮して1株当たりの配当金を設定させていただき予定であり、業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

**Q 7. 株主優待制度はどうなるのでしょうか。**

平成29年3月31日現在でご所有株式数1,000株以上保有の株主様に対しては、例年どおり定時株主総会終了後の発送を予定しております。

平成30年の株主優待制度は、今回の単元株式数の変更および株式併合を契機として変更を検討しております。詳細につきましては、後日改めてご案内させていただきます。

**Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。**

次のように予定しております。

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 平成29年6月28日 | 定時株主総会決議日                       |
| 平成29年9月26日 | 1,000株単位での売買最終日                 |
| 平成29年9月27日 | 100株単位での売買開始日                   |
| 平成29年10月1日 | 単元株式数の変更、株式併合、発行可能株式総数の変更の効力発生日 |
| 平成29年10月下旬 | 株式割当通知の発送                       |
| 平成29年12月上旬 | 端数株式相当分の処分代金のお支払い               |

**Q 9. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。**

株主様にお願いする特段の手続きはございません。

**【お問い合わせ先】**

ご不明な点につきましては、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
電 話 0120-782-031（フリーダイヤル）  
受付時間 9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）